

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和7年1月21日
豊田市長 太田 稔彦

市町村名 (市町村コード)	豊田市 (23211)
地域名 (地域内農業集落名)	稲武地区 (稲橋、中当、夏焼、野入、大野瀬、押山、武節町、桑原、御所貝津、川手、黒田、小田木、富永)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月16日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・中当及び大野瀬集落では集落営農により担い手が確保されているが、それ以外の集落では、担い手が不足している。
- ・担い手の不足には、集落営農を設立したが、実質活動していない集落も含まれる。
- ・担い手が確保されていない集落では、農地の集積・集約は進んでいない。
- ・多くの農家が、水稻と自家用野菜の兼業農家である。
- ・野生獣による農作物被害の対策が必要である。
- ・狭小で不整形の農地があることから土地改良が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・中当地区は、主食用米を中心にしながら、酒米の生産をする。
- ・大野瀬地区は、主食用米の生産を中心にしながら、とうもろこし、加工用さつまいも及びクラフトビール用のホップを生産する。
- ・中当、大野瀬以外の地区では、主食用米の生産を中心にしながら、とうもろこし及びブルーベリーなどの収益力の高い作物を生産する。
- ・契約栽培においては、マーケット側の意向による方法で栽培する。それ以外の作物については、慣行農法により栽培する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	283.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	122.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域を基本とし、農用地の利用状況や支援制度の活用状況等を踏まえて設定する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
・農業を担うものに集積・集約するため、集落の会合等で意見の合意を図る。 ・農業を担うものの経営基盤を強化することと作業の効率化を図ること及び利用調整機能の強化により農地の集積を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
新たな貸し付けは農地中間管理機構を介した転貸とする。また、現行の相貸についても更新を機会に農地中間管理機構を介した転貸とする。
(3)基盤整備事業への取組方針※
農業用施設の老朽化等の進行状況により、国・県・市の整備事業を活用する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
・集落営農の設立を目指す。 ・地域外の経営者による農業ビジネス参入意向があれば、検討、協力する。 ・Iターン等による新規参入者を受け入れやすい農地整備を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業体の設立・参入を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策※	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止総合対策事業による集落ぐるみでの被害防止柵の設置、維持、管理
 ⑤ブルーベリーの栽培
 ⑦中山間地域等直接支払制度を活用した集落による農地の保全管理
 ⑧国の事業による面的、線的整備の検討